

防犯灯設置費補助金交付申請における注意事項

- 1 自治会が防犯を目的として自治会内に設置するLED防犯灯に対し補助金を交付します。防災小屋やゴミ置き場、公会堂などを照らす施設照明は補助対象となりません。
- 2 原則、補助を受けるためには、事前に申請することが必要です。設置後の申請は、補助対象となりませんので、防犯灯を設置する前に必ず交付申請書を提出してください。
- 3 補助対象となるのは、①防犯灯がない箇所に新たにLED防犯灯を設置する、②既設のLED以外の防犯灯（蛍光灯等）をLED防犯灯に取り替える、③既設のLED灯が、灯具の不具合により点灯せず、修繕不能な場合にLED防犯灯を設置する、場合のみです。防犯灯設備の一部のみを取り替える費用は補助対象となりません。
- 4 同時期に多数の申請書類の審査を行うことになり、申請から交付決定までに時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 5 補助金は先着順ではなく予算の範囲内となりますので、各自治会から提出された申請額の合計が予算額を上回る場合は、各自治会における過去の交付金額、灯数を考慮して決定させていただきます。交付決定前の着手はしないでください。

補助金の詳細につきましては、自治会ハンドブック「防犯灯設置費補助金」のページをご参照ください。

担 当 協働まちづくり課コミュニティ推進室

電 話 44-3107（直通）

E-mail shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp